

航空自衛隊第2補給処組織規則（昭和33年航空自衛隊訓令第30号）第38条の規定に基づき、航空自衛隊第2補給処十支支処の内部組織に関する達を次のように定める。

平成25年7月31日

航空幕僚長 空将 片岡 晴彦

航空自衛隊第2補給処十支支処の内部組織に関する達

改正 令和6年3月21日 航空自衛隊達第13号

（支処長）

第1条 航空自衛隊第2補給処十支支処（以下「支処」という。）の支処長は、1等空佐をもって充てる。

（総務課の事務）

第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 文書の審査及び進達に関する事。
- (4) 組織及び定員に関する事。
- (5) 人事に関する事。
- (6) 支処に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (7) 支処業務の企画に関する事。
- (8) 記録及び統計に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 秘密保全に関する事。
- (10) 各課との連絡に関する事。
- (11) 広報に関する事。
- (12) 損失補償及び損害賠償に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事項に関する事。

（調達課の事務）

第3条 調達課においては、航空自衛隊の補給処の所掌事務の区分に関する訓令（昭和37年航空自衛隊訓令第12号）別表に掲げる航空自衛隊第2補給処の所掌事務のうち、第4号（新潟県、長野県及び静岡県以東の地域における調達に限る。）及び第5号に掲げる事務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 調達の計画及び調達予算に関する事。
- (2) 調達事務を行うために必要な調査、記録及び統計に関する事。
- (3) 調達事務の促進及び総合調整に関する事。
- (4) 入札等参加資格者の登録の受付、審査及び業態調査に関する事。
- (5) 入札及び見積り合せの実施に関する事。

- (6) 契約の締結、更新及び解除に関すること。
- (7) 契約の履行の促進及び確認に関すること。
- (8) 予定価格調書に関すること。
- (9) 原価計算に関すること。
- (10) 分任支出負担行為担当官の補助者の任命及び検査指令に関すること。
- (11) 調達に必要な検査に関すること。
- (12) 調達に必要な品質管理に関すること。
- (13) 調達担任品目の調達に必要な技術図書、補給図書及び資料の整理及び保管に関すること。
- (14) 経費及び収入の予算、決算及び会計事務に関すること。

(業務課の事務)

第4条 業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 基地業務の計画及び運用に関すること。
- (2) 郵政に関すること。
- (3) 基地において使用する物品の補給、保管、整備及び調達要求並びにこれらの事務を行うために必要な記録及び統計に関すること。
- (4) 警備に関すること。
- (5) 輸送の計画及び実施に関すること。
- (6) 車両の保管、運用及び整備に関すること。
- (7) 施設の維持及び管理並びに消防に関すること。
- (8) 基地通信に関すること。
- (9) サイバー運用に関すること。
- (10) 給食の実施に関すること。
- (11) 宿舎に関すること。
- (12) 福利厚生に関すること。
- (13) 共済組合に関すること。
- (14) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定に基づく若年定年退職者給付金に関すること。
- (15) 経費及び収入の予算、決算及び会計事務に関すること。
- (16) 基地において使用する物品及び役務の調達その他契約に関すること。
- (17) 給与及び旅費の支給に関すること。
- (18) 保健衛生に関すること。

(委任規定)

第5条 この達に定めるもののほか、支処の内部組織に関し、必要な事項は、航空自衛隊第2補給処長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊第1補給処東京支処の内部組織に関する達（昭和33年航空自衛隊達第55号）は廃止する。

附 則（令和6年3月21日航空自衛隊達第13号）

この達は、令和6年3月21日から施行する。